

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

新潟県教育委員会規則第17号

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則（平成16年新潟県教育委員会規則第17号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
(高等部知的障害学級の学区) 第2条 学校条例別表第4に掲げる特別支援学校の高等部知的障害学級（高等部に置く知的障害の職業学級、普通学級及び重複障害学級をいう。以下同じ。）の学区は、別表のとおりとする。 2・3 (略)			(高等部知的障害学級の学区) 第2条 学校条例別表第3に掲げる特別支援学校の高等部知的障害学級（高等部に置く知的障害の職業学級、普通学級及び重複障害学級をいう。以下同じ。）の学区は、別表のとおりとする。 2・3 (略)		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学区	市町村	学区内の高等部知的障害学級	学区	市町村	学区内の高等部知的障害学級
(略)			(略)		
新潟学区	新潟市	(略)	新潟学区	新潟市 <u>西蒲原郡</u> <u>弥彦村</u>	(略)
三条長岡学区	(略) 燕市 <u>西蒲原郡</u> <u>弥彦村</u> (略)	<u>新潟県立県央特別支援学校</u> 新潟県立月ヶ岡特別支援学校 (略)	三条長岡学区	(略) 燕市 (略)	新潟県立月ヶ岡特別支援学校 (略)
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第2条の改正は令和7年11月1日から適用する。